

議員提出議案第10号

国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月22日提出

提出者	知立市議会議員	佐藤修
賛成者	知立市議会議員	柴田勝
	〃	那須幸子
	〃	神谷定雄

提案理由

この案を提出するのは、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校における食育の推進に対する効果も大きい、学校給食費無償化を迅速に実施するよう国に対し求めるものである。

国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書（案）

昨今の世界的な資源や原材料費の高騰による物価上昇は市民生活を圧迫しており、特に子育て世帯の家計への影響は大きく早急な対策が求められている。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。学校では地域の伝統や日本の食文化をも伝えており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育はこれを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

平成29年に文部科学省が実施した「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに完全無償化しているのは76自治体に留まっており、その大きな理由が財源不足によるものである。また、給食費無償化を行っている自治体の73%が、人口が1万人以下の町村であり、子どもの人数が少ないため無償化を実施できていると言われている。

このような中で本市では、物価高騰に伴う賄材料費の値上がり分は、保護者に請求することなく、一般財源を投入して補っているが、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の無償化に対する期待は大きいものの、大きな財源が必要であり、財政余力に伴い無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国全ての学校で実現するには、国の関与が必要である。

また全面無償化は、就学援助制度による対応とは異なり、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、現金管理を学校で行わなくてもよいという効果もある。

よって国におかれては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校における食育の推進に対する効果も大きい、学校給食費無償化の迅速な実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

愛知県知立市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣